

令和5年第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年9月11日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司  
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均  
松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子  
永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美  
野水 千尋 ・ 林 俊郎 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫  
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男  
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	多田 有里
副主幹	佐藤 智香	主査	小木曾高志
主査	高橋 伸和	副主査	平塚 美雪
主任主事	宮地 結花	主事	臼井 健人

関係者

経済部農林課 主任主事 渡辺 智也

議 事

- 議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 48 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 49 号 令和 6 年度農業施策に関する要望書について
- 議案第 50 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について
- 
- 報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中19名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号7番藤吉理功委員、議席番号8番林明委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第45号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第45号について説明いたします。

1ページをお願いします。

今回出願がありました農地につきましては、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われています。

この物件は農地でありますので、入札に参加するには、民事執行規則第33条により、農業委員会から買受適格があることの買受適格証明書の交付を受けることが必要です。

また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

2ページをお願いいたします。

1番、西郷地区の案件は、出願人が農業経営を開始するものです。当該農地では季節野菜を栽培するとのことです。

買受適格証明の発行にあたり、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

つきましては、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第45号について事務局から説明がありました。  
出願人の営農状況等について、担当地区の農業委員から説明をいただきます。  
それでは、1番、西郷地区は松野芳正委員お願いします。

松野委員

出願人は障がい者福祉施設を経営しており、通所者とともに野菜を栽培できるようにする農福連携を目指しておられます。

8月28日に現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地付近の近隣住宅、農地、水路について、影響がないように確認しており、このたびの証明書の発行及び、その後の3条許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第45号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第46号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願いします。

1 番、岩野田地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
350平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するものです。  
2 番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。  
3 番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
426平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、果樹、多肉植物を栽培するものです。

5 ページをお願いします。

4 番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

132平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、一般野菜を栽培するものです。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第46号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、季節の野菜を栽培される予定です。  
受人は、申請地の近隣に住んでおり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番から3 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、畑を貸し出すものです。  
8 月31日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、借人と共に現地立会いを行いました。  
申請地では主に枝豆および大根、トウモロコシなどの露地野菜を栽培される予定です。

借人は、地域の取り決めなども守り、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題と考えております。

続きまして、3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

8 月31日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、果樹及び多肉植物（サボテンの一種）を栽培される予定です。受人は、自宅の隣地ということもあり、耕作を適正に行うと確認いたしました。

また、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

8月21日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、玉ねぎなど野菜を栽培される予定です。

受人は、自宅の隣地ということもあり、地域の取り決めなどを守り、耕作を適正に行うと確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第46号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第46号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第47号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、地上権の設定2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第47号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は、計5件、4,468.00平方メートルです。

8ページをご覧ください。

1番、黒野地区の申請は、地上権の設定により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、おおむね300メートル以内に市役所の支所（西部事務所）があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番、西郷地区の申請は、地上権の設定により太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、42ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、西郷小学校から北へ600メートルほどの農地です。

3番、岩地区の申請は、所有権移転により寺院駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

9ページをお願いします。

4番、岩地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。（岩小学校、わかくさ幼稚園）

よって許可し得るものです。

5番、合渡地区の申請は、所有権の移転により貸駐車場及び貸資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、5番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、43ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜女子短期大学から南西へ1キロメートルほどの農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第47号について説明を受けました。

2番、西郷地区、5番、合渡地区の申請については、現地調査を行いました。それでは、2番、西郷地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

8月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の近隣住宅、農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

5番の申請は、貸駐車場及び貸資材置場として転用するものです。

7月24日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び土地所有者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の近隣住宅、農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第47号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第47号について、賛成の方は挙手願います。

**【賛成多数】**

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第48号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

小木曾主査 それでは、議案第48号について説明いたします。  
10ページをお願いします。  
今回は、1件提出されており、明細は11ページの表のとおりです。  
特例適用農地面積は、1,647平方メートルとなっております。  
証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。  
以上でございます。

議長 ただいま、議案第48号について説明を受けました。  
議案第48号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 発言もないようですので採決に入ります。  
議案第48号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして議案第49号令和6年度農業施策に関する要望書について、を議題といたします。

8月22日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、8月24日に環境対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8月31日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、「要望書」として取りまとめましたので提案いたします。内容については、事務局から説明いたします。

それでは、議案第49号について、説明いたします。

議案書13ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6項目16の要望を取りまとめております。

14ページを御覧ください。国、県、市など要望先に提出する要望書のかがみとなります。

15ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

16ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1「農地利用の集積・集約化、担い手対策」についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1)小規模農家への支援について、小規模農家が農業を円滑に行えるよう、肥料や農薬等の充実した補助及び小さい農機具を借りられるような支援策を充実されたい。

(2)法人に対する支援について、関係機関が連携してその時々状況に応じた支援の情報提供に努めるとともに、支援策を充実されたい。また、法人化のメリットがわかりにくいいため、法人化への支援策について周知されたい。

続きまして、2「遊休農地の発生防止・解消」についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1)遊休農地の再生作業について、①遊休農地を解消する際、重機が必要になる場合があり費用がかかるため助成金の増額等、再生作業に係る支援を充実されたい。

②農地の貸し借りにJAが積極的に関与されたい。

続きまして、3「有害鳥獣対策」についての要望事項です。

市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1)有害鳥獣等について、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマなどによる農作物被害に対して、行政が主体的に捕獲する対策を図られたい。

(2)ジャンボタニシ対策について、ジャンボタニシの駆除・捕獲について市全体で一斉に行う対策を取られたい。

続きまして、17ページをご覧ください。

4「農業基盤整備対策」についての要望事項です。

農業水利施設の改良・維持管理、圃場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 基盤整備について、①岐阜市農業振興ビジョンを実現するために市全体の基盤整備を見直し、最新の整備を推進されたい。

②農地区画が小さいところは生産効率が悪いので、畔を取ることを検討されたい。また、田に高低差があるため底版を揃える等簡易的な基盤整備を図られたい。

(2) 用排水路や法面の管理について、①用排水路の劣化が進んでいるため、修繕やそれぞれの土地の勾配に合わせた用排水路の整備対応等を図られたい。

②用排水路の堆積物の除去を高齢化した農業者がするのは大変なので市で数年おきにやるための予算の確保を図られたい。

③電気代の高騰によりポンプの電気代支援を進められたい。

続きまして、5「都市農業振興対策」についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地制度について、認定農業者等だけでは都市農業を維持できないため、一団の農地面積500平方メートル以上を400平方メートル以上に引き下げる、認定農業者等以外も対象にするなど条件を緩和されたい。

また、申込方法、期間等、農業者に対し広く情報を発信されたい。

(2) 岐阜市の特産物の広報について、「ぎふベジ」はYouTubeを使用したPRをしているが、米粉を使った料理や、岐阜市の農産物をマスコミやテレビ、新聞等を利用して広報活動の幅を広げられたい。

(3) 販売ルート、販売価格について、①岐阜市内の直売所が減っている。農家の所得向上のため、新しい販売ルートや販売できる場所の拡大を考慮されたい。

②肥料の高騰等必要経費が上がっているが、野菜等のJA販売価格に上乗せされない。野菜等価格の引き上げを図られたい。

18ページをご覧ください。

(4) 地産地消の推進と学校給食への利用について、①地産地消の推進と食農教育のために市街地及び近郊の遊休農地を活用し、市民が利用しやすい市民農園の開設を進められたい。

②学校給食で地元の野菜を提供できるよう図られたい。

続きまして、6「その他」の要望事項です。

(1) 農業に対する助成について、①多面的機能支払交付金は用水路の草刈・補修などに活用できるが、活動に取り組んでいる地域の面積は、全体の農振農用地面積に対し4割程度にとどまっているため、実際の取り組み事例等を紹介するなど周知・普及を図られたい。

②産地交付金の予算確保を継続されたい。

(2) 農薬、肥料、農業用資材等について、①肥料等の高騰に対処すべき、助成金等の検討を図られたい。

②水稲においてプラスチック被覆肥料の殻による環境に与える影響が問題となっているので、早急に代替品を考案されたい。

③農業用資材の高騰について、JA・県・市で補助支援を進められたい。

(3) 周辺環境の周知と対策について、①水田にゴミが流れてくるので川や農地周辺にゴミを捨てないように広報等で周知を図られたい。

②農業を営む上での野焼きについて、消防署へ事前の届出は必要であるが、周辺地域に影響がなければ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により認められているので、市民に対して広報等で周知を図られたい。

③田やその周辺に捨てられている生活ごみや粗大ごみを行政で処分されたい。

④「岐阜市まちを美しくする条例」について広く周知されたい。

(4) 車両規制及び舗装について、農地に囲まれた市道に一般車両が入ってくると農作業に支障があるので一時的な閉鎖、規制等されたい。また、道路が陥没しているので道路の端まで舗装されたい。

(5) 造成計画について、イノシシ柵を設置した農地が数年で公共事業の対象地となってしまった。計画が決まった時点で周知を図られたい。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第49号について説明を受けましたが、何かご意見等ございましたらご発言願いたいと思います。

岩佐委員

はい。

議長

岩佐委員、どうぞ。

岩佐委員

5都市農業振興対策の(3)の②肥料の高騰等必要経費が上がっているが、野菜等のJA販売価格に上乗せされない、とあるが、市場流通のことを想定されていると思いますが、JAと名指しされておりますが、JAの販売価格ではないと考えます。

議長

はい、事務局回答をお願いします。

三嶋局長

JA販売価格ではないと考えますので、市場販売価格に訂正します。

議長

その他、御発言ございませんか。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第49号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第50号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について、令和5年8月15日付け、岐阜市経農第651-1号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

渡辺主任主事

それでは、議案第50号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について」、御説明申し上げます。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、基本構想とする。）」とは、今後10年間を見通した農業の基本的な方向性を明らかにするため、担い手の育成及び担い手への利用集積の目標並びに目標達成のための措置などの基本を示すものであります。

具体的には、目標を設定するための基本となる考え方、農業経営の規模、生産方式などに関する営農の類型ごとの指標、農用地の利用集積の目標などを定め、これにより、実現するための取るべき措置などを示しております。ここで示す指標は、認定農業者及び認定新規就農者となるために必要な計画である農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定基準となるもので、効率的かつ安定的な農業経営を図り、農地集積するための基本的指標となるものであります。

基本構想の変更は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会のご意見をお聞きした上で変更する必要があるため、今回の農業委員会総会に議案として提出させていただきました。

今回の変更は、岐阜県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が、令和5年4月1日に変更されましたことに伴いまして、県の基本方針の内容に基づき変更するものであります。

別冊1ページの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更概要をご覧ください。

構想の主な変更点については「2 変更の概要」に記載のとおりで、下線が引いてある部分が今回の変更箇所となります。表の右側には、現在の基本構想の内容を、左側には、今回変更した内容を記載してあります。

また、新設箇所の本文につきましては、文章量が膨大となるため、一部省略してありますが、資料の5 ページ目以降に、基本構想（案）の全文及び新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをご参照いただけますと幸いです。

それでは、主な変更の概要についてご説明いたします。

基本的には、県の基本方針に準じた変更内容となっております。全体を通してでは、これまでの地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進法の一部改正によって「地域計画」として法定化されたことに伴い、「地域計画推進事業」に関する事項を新設しております。また、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を新設しております。その他、機関名及び補助金名に関しても最新のものに変更しております。

初めに、第1 農業経営基盤の促進に関する目標では、「2 今後の農業の方向」の（2）土地利用について、人・農地プランから地域計画へと名称を変更しております。

また、「5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」の（1）新規就農の状況について、数値を平成20年から令和4年度までの合算の数値に変更いたしました。

続きまして、第4 第2 及び第3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項では、県の基本方針に準じて農業を担う者の確保及び育成に関する考え方並びにそれに向けた取り組みに関する事項を新設しております。

続きまして、第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項では、地域計画の法定化に伴い、一部文言を変更しております。

また、農用地の効率的かつ総合的な利用についても県の基本方針に準じて一部追記しております。

続きまして、第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、こちらも地域計画の法定化に伴い、地域計画推進事業に関する事項を新設しております。

また、「2 利用権設定等促進事業に関する事項」について、一部文言を変更しております。

「6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」について、こちらも人・農地プランから地域計画へと名称を変更しております。

また、地域の中心的な経営体を、農業を担う者と名称を変更し、国の補助事業についても最新のものに変更しております。

基本構想の変更に関する説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、この基本構想（案）につきましては、他にも「ぎふ農業協同組合」、「農業者」、「農業に関する団体その他の関係者」に対し、変更に関する意見を聴取した上で、県知事へ最終協議し、同意を得た上で、基本構想の変更となります。

なお、本議案は現段階の案になりますので、恐縮ですがお手元の別冊資料を回収させていただきます。

お手数ですが、総会終了後、別冊議案については机の上の置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

議長 ただいま、議案第50号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第50号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第27号から第29号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査 それでは、報告第27号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

21ページをお願いします。

届出は、計35件、合計38,342.35平方メートルです。

続きまして、報告第28号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

23ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、計9件、合計4,819.00平方メートルです。

明細は、24ページから25ページです。

続きまして、報告第29号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

27ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、計59件、合計32,226.54平方メートルです。

明細は、28ページから41ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和5年8月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。  
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時45分閉会を宣す。